

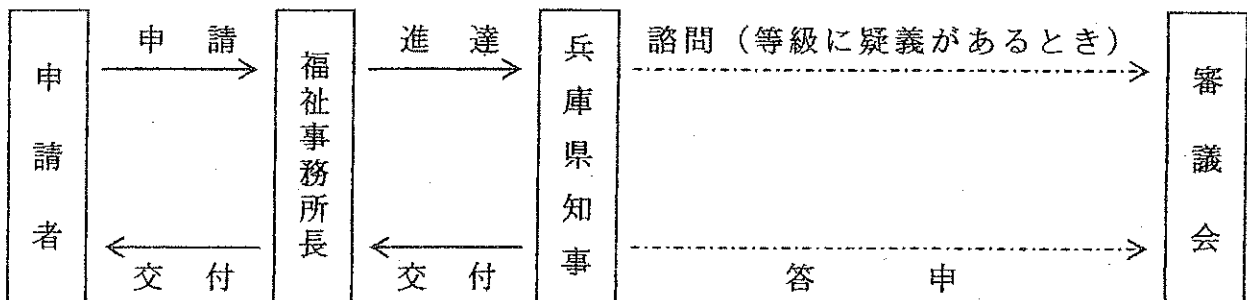
【身体障害者手帳交付申請手続きのご案内】

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付申請手続きは以下のとおりです。

1 申請に必要なもの

- ① 身体障害者（児）手帳交付申請書（旧字、略字等にご注意ください）
- ② 身体障害者診断書・意見書（知事が指定する医師が記載したもので、おおむね1ヶ月以内のもの）
- ③ 写真1枚（たて4cm×よこ3cm、上半身無帽、おおむね6ヶ月以内に撮影したもの。ただし、ポラロイド、家庭用プリンターでの印刷は不可）
- ④ 印鑑
- ⑤ 個人番号カード（お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類）
- ⑥ 身体障害者手帳（再交付申請の方のみ）

2 申請から交付まで



※ 申請から交付までの期間 約1～2カ月

（等級に疑義があり、審議会に諮問されると、半年ぐらいかかることがあります。）

- 3 申請に必要な診断書作成に要する諸経費（初診料、検査料、診断書料等）は、申請者の負担になります。

従って、審査の結果、身体障害者として認定されなくても、その経費は返還できませんので、あらかじめご了承ください。

（担当）川西市福祉事務所 障害福祉課
〒666-8051 川西市中央町12-1
TEL 072-740-1178